令和9年度採用
中央区地域広報アドバイザー（会計年度任用職員）募集案内

令和8年11月
中央区地域支援課

地域に足を運んで地域コミュニティ（自治協議会・自治連合会や自治会・町内会等）の広報活動を支援したり、様々なツールを用いて地域コミュニティの魅力を発信するなど、地域コミュニティの活性化のための広報について、熱意のある人を募集します。

1 受付期間

令和8年11月5日（木）～令和8年12月2日（水） 郵送受付のみ、当日消印有効

2 採用予定人員及び職務の概要

職名	採用予定人数	職務の概要	勤務箇所
地域広報アドバイザー	1名	自治協議会・自治連合会や自治会・町内会等（以下、「自治協等」という。）の広報に関する以下の支援 （1） 自治協等が行う広報活動の支援 ・WEBサイト制作・運営支援 ・SNSの活用支援 ・広報紙の制作支援 （2） 区が行う自治協等に関する情報の発信 ・地域活動の取材及び記事原稿の作成 ・市ホームページ等への地域情報の掲載	中央区役所 地域支援課 （福岡市中央区大名二丁目5-31）

3 任用期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日

勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を4回まで行うことがあります。

65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することとなります。

4 応募資格

（1）次の要件を全て満たす人

・広報活動の支援や地域活動の取材を行うにあたり、地域に出向いて円滑なコミュニケーションが取れること
・WEBサイト制作・運営支援及びSNSの活用に必要な知識・経験等を有すること
・取材及び記事原稿の作成に必要な知識・経験等を有すること
・基本的なパソコン操作ができること
・上記任用期間を通じて確実に勤務できること

（2）地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

（3）日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人

5 勤務条件等

身分	一般職非常勤職員 （地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定に基づく会計年度任用職員）
勤務場所	中央区役所地域支援課（福岡市中央区大名二丁目5番31号）
勤務日・ 勤務時間	週5日（週27時間30分、1日5時間30分）勤務 ※月曜日から金曜日の9時30分から16時（休憩時間1時間）を基本としますが、業務の都合により、その他の時間に勤務が必要な場合もあります。
休日	土日祝日・年末年始（12月29日～翌年1月3日） ※ただし、所属長の指定により勤務日と休日の振替を行う場合もあります。
休暇	年次有給休暇（1年間に最大20日）、特別休暇等
報酬等	月額194，067～205，465円（地域手当に相当する報酬を含む） ※採用日前10年間に、本市職員（臨時的任用職員や嘱託員を含む）として在職した期間がある場合は、その職歴に応じて、報酬月額を決定します。 ※期末・勤勉手当（賞与）：年間で給与の4.65月分（6月・12月に各期2.325月ずつ）を在職期間に応じて支給します。 ※交通費：条例、規則等に基づき別途支給（月55，000円まで） ※このほかに給与関係の条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当に相当する報酬等が支給されます。
服務	守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限など、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されます。
社会保険	健康保険、厚生年金、介護保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償します。
その他	報酬等支給日：毎月20日 ※ただし、時間外勤務手当（相当報酬）などの実績に応じて支給する手当については翌月20日の支給となります。

※地方公務員法の規定に基づき、採用から原則1か月間、条件付採用となります。

※採用までに関係条例・規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6　選考方法等

(1)選考方法

・第1次選考 … 採用選考申込書、職務経歴書、応募動機・自己PRによる書類選考を行います。

・第2次選考 … 第1次選考の合格者に対し、面接選考を行います。

(2)第1次選考の結果発表　令和8年12月18日(金)発送

申込者全員に合否結果を文書で通知します。

第1次選考の合格者に対しては、第2次選考の案内を同封します。

※合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

(3)第2次選考について　令和9年1月7日(木)

※時間・場所の詳細は、受験番号とあわせて第1次選考の合格者に文書で通知します。

7　最終合格発表　令和9年1月29日(金)午前10時

最終合格者の受験番号を、中央区役所3階地域支援課前に掲示するほか、福岡市ホームページに掲載します。また、第2次選考の受験者全員に合否結果を文書で通知します。

※合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

8　合格から採用まで

・最終合格者は、令和10年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿(以下、「候補者名簿」という。)に登載されます。

・候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人を令和9年4月1日に採用します。

・令和9年4月1日に採用されなかった場合でも、必要に応じて年度途中に候補者名簿から採用を行うことがあります。

9　応募方法

(1)受付期間

令和8年11月5日(木)～令和8年12月2日(水)

(2)提出書類

①採用選考申込書(別紙:様式1)

両面印刷の上、採用選考申込書の裏の署名欄にも必ず署名し、日付を記入してください。

②職務経歴書(別紙:様式2)

WEBサイト制作・運営、取材・記事原稿作成等の実務経験がある場合は、具体的に記述してください。

③応募動機・自己PR(別紙:様式3)

様式は、ホームページからダウンロードしてください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/chuoku/t-shinkosien/adobaizabosyu.html

これまで取り組んできた地域活動や、地域広報アドバイザーとして取り組みたい事項などを、パソコンを使って、横書き400字以内で記載してください。

④返信用封筒1枚

460円分の切手（簡易書留）を貼った宛先明記の定型封筒（長形3号封筒）

第1次選考の合否通知のために使用します。

（3）提出方法

郵送受付のみ（当日消印有効）

・下記の提出先へ、特定記録または簡易書留により郵送してください。郵送以外の方法での受付はできません。

※特定記録または簡易書留によらない場合の事故等については責任を負いません。

・封筒の表に、「中央区地域広報アドバイザー採用選考申込」と朱書きしてください。

・封筒の裏に、差出人の住所・氏名を明記してください。

（4）提出先

〒810-8622
福岡市中央区大名二丁目5番31号
福岡市中央区役所総務部地域支援課　地域広報アドバイザー採用担当　宛

10　その他

・提出された書類は返却いたしません。

・応募書類に不備がある場合は、無効となります。

・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。

・試験成績については、本人に限り、合格発表日の翌週月曜日から1か月間（郵送の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。

・施設の敷地内または屋内は全面禁煙です。また、勤務時間の喫煙は禁止です。

・当募集及び選考試験において、セクシュアル・ハラスメント等に該当する行為を受けた場合、またはそのおそれがある場合には、ハラスメント相談窓口（総務企画局人事部服務課職場適正係　電話711-4187、ファックス733-5559、メールgharassment@city.fukuoka.lg.jp）へご相談ください。相談にあたって、相談者のプライバシーは保護され、相談したことを理由に不利益な取扱いをされることはありません。

11　問い合わせ先

福岡市中央区総務部地域支援課　地域広報アドバイザー採用担当

TEL：(092)718-1061　FAX：(092)714-2141

〒810-8622　福岡市中央区大名二丁目5番31号